

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	中島 成浩
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号
【報告義務発生日】	平成23年06月14日
【提出日】	平成23年07月06日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約を締結したため及び共同保有者が増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
証券コード	3090
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所 J A S D A Q (グ ロ ー ス)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 成浩
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和38年01月04日
職業	会社役員
勤務先名称	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
勤務先住所	大阪府大阪市住之江区南港南一丁目1番125号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役副社長 福岡 登
電話番号	06(6613)6614(代表)

(2)【保有目的】

発行者の創業者かつ代表取締役会長兼社長であり、経営参加を目的とした安定株主として株式を保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,668		
新株予約権証券(株)	A 350	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,018	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,018
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		350

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年06月14日現在)	V	11,281
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		17.35
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)		19.95

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成23年6月14日、中島成浩及び中島一成は、Soparja Sprl(ソパージャ)との間で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約により、中島成浩と中島一成は、共同保有者に該当することになります。また、当該株主間契約により、中島成浩及び中島一成(以下「中島ら」といいます)は、その保有する株式について、譲渡等について制限が生じることになります。

株主間契約の概要は以下の通りです。

なお、株主間契約の効力は、平成23年6月14日に生じておりますが、以下の1~9については全て、ソパージャが、発行者の行う第三者割当増資の払込を完了させることを条件として効力が生ずることになります。

1. 株式の追加取得等の制限

- (1) ソパージャと発行者の間の平成23年6月14日出資契約(以下「出資契約」という)の払込期日(以下「払込期日」という)から3年間(以下「現状維持期間」という)、ソパージャは、中島らのいずれかの書面による同意を得た場合を除き、発行者の総議決権の数に対するソパージャの保有する議決権の数の割合(以下「議決権保有割合」という)が29.99%を上回る結果となるような発行者株式の追加取得を行ってはならない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、中島らのいずれか又はその親族(2親等以内の血族及び2親等以内の姻族をいう。)が発行者株式を取得した場合(役員持株会を通じた潜在的取得は除く)は、ソパージャは、中島らの同意を得ることなく、中島らのいずれか又はその親族が増加させた議決権保有割合と同じ割合について、発行者株式の追加取得を行い、その議決権保有割合を増加させることができる。
- (3) 発行者が、払込期日後に新株式等を発行する場合(自己株式の処分や払込期日時点で既に発行されている新株予約権の行使による場合を含む)、中島成浩は、中島一成、中島成浩及びソパージャが当該新株式等の発行時点のそれぞれの議決権保有割合に応じた引受権を与えられることとなるよう最大限努力する。
- (4) 中島成浩、中島一成及びソパージャは、遅くとも現状維持期間経過の3ヶ月前までに、現状維持期間経過後のソパージャと発行者との間の業務・資本提携関係の強化について、誠実に協議を行う。
- (5) 現状維持期間経過後、継続協議期間である6ヶ月が経過してもなお、中島らとソパージャとの間において何等の合意に至らなかった場合には、各当事者は、本株主間契約及びソパージャと発行者の間で締結される予定の代理店契約(以下「代理店契約」という)を終了させることができる。但し、かかる本株主間契約の終了にかかわらず、下記8.に記載する事項は引き続きその効力を有するものとし、また、下記7.に記載する事項及び上記1.(3)に記載する事項は、ソパージャ及びその関連者が25.88%以上の発行者の議決権を保有する限り、引き続きその効力を有するものとする。

2. 上場の維持

ソパージャは、現状維持期間において、中島成浩及び中島一成の書面による同意を得た場合を除き、発行者株式の株式会社大阪証券取引所における上場廃止を企図するいかなる行為も行わない。

3. 第三者による公開買付け

第三者が発行者の株式に対して公開買付けを開始した場合、中島成浩及び中島一成はソパージャに協力するものとし、ソパージャの書面による同意を得ない限り、当該公開買付けへの応募を行わない。但し、中島成浩については、かかる応募をしないことが中島成浩の取締役としての善管注意義務に反する恐れがある場合にはこの限りでない。

4. 重要事項の協議

- (1) 中島成浩とソパージャは、出資契約に規定される重要行為(以下「重要行為」という)に関する一切の事項について、年4回以上、経営諮問委員会において協議を行う。
- (2) 中島成浩とソパージャは重要行為に関して共同の意見を形成し、これを経営諮問委員会として表明するよう、最善の合理的な努力を尽くす。但し、共同の意見が形成されない場合には、各人は、それぞれの立場を表明することができる。
- (3) 発行者及びそのグループ会社が重要行為を行おうとする場合で、ソパージャからの要求があった場合、中島らは、(i)当該重要行為が株主総会決議事項である場合、共同意見に従って、当該重要行為の議案について議決権を行使するものとし、(ii)その他、発行者が重要行為について共同意見に従うよう、最善の合理的な努力を尽くす。
- (4) 発行者が株主総会、経営諮問委員会、取締役会その他において、重要行為に関してソパージャの意見又は意向に反する決定を行った場合には、ソパージャは直ちに中島らに書面で通知して、本契約及び代理店契約を解約することができる。但し、かかる本契約の解約にかかわらず、下記8.に記載する事項は引き続きその効力を有するものとし、また、下記7.に記載する事項及び上記1.(3)に記載する事項は、ソパージャ及びその関連者が25.88%以上の発行者の議決権を保有する限り、引き続きその効力を有するものとする。

5. 発行者の役員等に関する事項

中島ら及びソパージャは、常にソパージャの指名する者1名が発行者の取締役として選任されることに同意し、又、現状維持期間において、中島成浩が常に発行者の取締役に選任され、代表取締役CEOとなることに同意する。中島ら及びソパージャは、発行者の株主総会において、かかるソパージャの指名する取締役1名の選任を達成するために議決権を行使し、又、かかる取締役の選任を達成するために必要又は有益なその他の一切の行為を行うものとする。

6. 発行者の自己株式消却に関する事項

中島らは、出資契約に規定される発行者の自己株式の消却のために最善の努力を尽くし、そのために必要な議決権を行使するものとする。

7. ソパー ज्याの優先交渉権

- (1) 中島成浩は、現状維持期間中は、その議決権保有割合が11.74%を下回る結果となる発行者株式の売却を行ってはならない。
- (2) 中島ら又は中島らの親族が、その保有する発行者株式の全部又は一部を売却しようとする場合には、ソパー ज्याに対して売却対象株式の数を事前に通知するものとし、ソパー ज्याが当該株式を自ら買い取ることが希望する場合は、かかる通知の前3月間の市場価格の終値の平均の価格でこれを買取ることができる。この場合において、金融商品取引法その他関係法令に基づき、当該買取りを公開買付けの方法により行う必要がある場合、ソパー ज्याはその定めに従うものとし、中島ら又は中島らの親族は当該公開買付けにおいて応募するものとする。なお、中島成浩については、かかる応募をすることが中島成浩の発行者株式の取締役としての善管注意義務に反する恐れがある場合にはこの限りでない。

8. 中島らの優先交渉権

- (1) ソパー ज्याは、現状維持期間中は、その議決権保有割合が29.99%を下回る結果となる発行者株式の売却を行ってはならない。但し、ソパー ज्याの関連者に対する売却を除く。
- (2) ソパー ज्याが、その保有する発行者の株式の全部又は一部を売却しようとする場合には、中島らに対して売却対象株式の数を事前に通知するものとし、中島らが当該株式を自ら買い取ることが希望する場合は、かかる通知の前3月間の市場価格の終値の平均の価格でこれを買取ることができる。この場合において、金融商品取引法その他関係法令に基づき、当該買取りを公開買付けの方法により行う必要がある場合、中島らはその定めに従うものとし、ソパー ज्याは当該公開買付けにおいて応募するものとする。

9. 契約の終了事由

上記1(5)及び4(4)の他、当株主間契約は、中島らが発行者の株式、株式引受権若しくはその他株式に転換可能な権利を保有しなくなった日、又は、ソパー ज्या及びその関連者の議決権保有比率が25.88%を下回った日に終了する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	12,750
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	12,750

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 千波
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和40年12月18日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ナカジマ
勤務先住所	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役副社長 福岡 登
電話番号	06(6613)6614(代表)

(2)【保有目的】

発行者の創業者かつ代表取締役会長兼社長の妻であり、安定株主として株式を保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	80		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 80	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		80
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年06月14日現在)	V	11,281
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.71
直前の報告書に記載された株券等保 有割合(%)		0.72

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成23年6月14日、中島成浩(特別関係者)及び中島一成が、Soparja Sprl(ソパージャ)との間で、株主間契約を締結しました。同株主間契約においては、中島成浩及び中島一成(以下「中島ら」といいます)の義務として以下の定めがあり、中島千波の保有する発行者株式の譲渡についての制限が生じています。
 なお、株主間契約の効力は、平成23年6月14日に生じておりますが、以下については、ソパージャが、発行者の行う第三者割当増資の払込を完了させることを条件として効力が生ずることになります。

[ソパージャの優先交渉権]

中島ら又は中島らの親族(2親等以内の血族及び2親等以内の姻族をいうため、中島千波はこれに該当する)が、その保有する発行者株式の全部又は一部を売却しようとする場合には、ソパージャに対して売却対象株式の数を事前に通知するものとし、ソパージャが中島らの当該株式を自ら買い取ることを希望する場合は、かかる通知の前3月間の市場価格の終値の平均の価格でこれを買取ることができる。この場合において、金融商品取引法その他関係法令に基づき、当該買取りを公開買付けの方法により行う必要がある場合、ソパージャはその定めに従うものとし、中島ら又は中島らの親族は当該公開買付けにおいて応募するものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	20,000
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	20,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 一成
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和13年05月25日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ナカジマ
勤務先住所	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役副社長 福岡 登
電話番号	06(6613)6614(代表)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,598		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,598	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,598
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年06月14日現在)	V	11,281
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		14.17
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)		14.31

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 中島成浩
- (2) 中島千波
- (3) 中島一成

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,346		
新株予約権証券(株)	A 350	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,696	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,696
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		350

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年06月14日現在)	V	11,281
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		31.78
直前の報告書に記載された株券等保 有割合(%)		20.63

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
中島 成浩	2,018	17.35
中島 千波	80	0.71
中島 一成	1,598	14.17
合計	3,696	32.23